取引基本契約書における近年の追加必須条項とその例 (G)

この30年ほどの間に、日本の企業間取引における取引基本契約書(Master Agreement)には、新たに 追加すべき条項が常識化しています。これは、社会の変化、法改正、企業コンプライアンスの強化に伴 い、リスク管理の観点から必要とされるようになったものです。以下に、現在一般的に含めるべき主要な 条項と、それぞれの概要、そして実際の契約書における条文の例を紹介します。

1. 反社会的勢力排除条項

概要:

企業が反社会的勢力(暴力団、総会屋、犯罪組織など)との関係を持たないことを保証し、関与が発覚した場合に契約を解除できる条項。暴力団排除条例(暴排条例)や企業のコンプライアンス強化の流れにより、取引基本契約書にはほぼ必須となっています。

条文例:

第〇条(反社会的勢力の排除)

- 1. 甲及び乙は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当せず、また反社会的勢力と関与しないことを表明し、保証する。
- 2. 甲または乙が前項に違反した場合、相手方は何らの催告を要することなく本契約を解除できるものとし、当該解除により生じた損害について請求できるものとする。

2. 秘密保持条項(NDA)

概要:

取引を行う際に知り得た技術情報、営業情報、経営情報などの機密情報を第三者に漏洩しないことを約束する条項。特に近年、情報漏洩リスクが高まる中で、この条項の重要性が増しています。

条文例:

第〇条(秘密保持)

- 1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の技術情報、営業情報、経営情報その他 一切の非公知の情報(以下「秘密情報」という)を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第 三者に開示または漏洩してはならない。
- 2. 前項の義務は、本契約終了後も○年間存続するものとする。

3. 知的財産権保証条項

概要:

取引対象となる商品やサービスが第三者の知的財産権(特許権、商標権、著作権など)を侵害しないことを保証し、万一侵害した場合の責任を定める条項。技術系企業間の契約では特に重視されます。 条文例:

第〇条(知的財産権の保証および責任)

- 1. 乙は、甲に提供する製品およびサービスが、第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。
- 2. 万一、甲が第三者から知的財産権侵害の申立てまたは訴訟を受けた場合、乙は自己の責任と費用でこれを解決し、甲に一切の損害を与えないものとする。

4. 契約不適合責任条項(旧・瑕疵担保責任)

概要:

2020年4月の民法改正により、「瑕疵担保責任」が「契約不適合責任」に変更され、売主・納入業者が提供した商品やサービスが契約内容と適合しない場合の責任が明確化されました。

条文例:

第〇条(契約不適合責任)

- 1. 乙は、本契約に基づき甲に提供する製品・サービスが契約条件に適合することを保証する。
- 2. 万一、納入した製品・サービスに契約不適合が認められた場合、乙は甲の請求に応じて、速やかに無償で修補または交換するものとする。

5. 契約変更および解除に関する条項

概要:

近年、取引条件の変更や市場環境の変化に柔軟に対応するため、契約の変更・解除の条件を明確に定める 条項が追加されることが増えています。

条文例:

第〇条(契約変更および解除)

- 1. 甲および乙は、本契約の内容を変更する場合、書面による合意をもって行うものとする。
- 2. いずれかの当事者が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方は何らの催告を要せずに本契約を解除できる。
 - (1) 契約に違反し、相当の期間を定めた催告後も是正されない場合。
 - (2) 破産、民事再生、会社更生の申し立てがなされた場合。
 - (3) その他、契約の履行が著しく困難となった場合。

6. 労働環境および人権尊重条項

概要:

ESG (環境・社会・ガバナンス) の重視や CSR (企業の社会的責任) への意識の高まりにより、労働環境や人権尊重に関する条項を設ける企業が増えています。

条文例:

第○条(労働環境および人権尊重)

- 1. 乙は、児童労働および強制労働を行わず、また関与しないことを保証する。
- 2. 乙は、安全かつ適正な労働環境を提供し、適用される法令および規則を遵守するものとする。

まとめ

これらの条項は、企業がコンプライアンスを強化し、法的リスクを最小化するために、取引基本契約書に標準的に含めることが求められています。特に反社会的勢力排除条項や秘密保持条項は、ほぼ全ての企業間契約に含まれるべき必須の要素となっています。

今後も社会情勢や法律の変化に応じて、企業は契約書の内容を見直し、適切に対応することが重要です。

現代の取引基本契約書に必須となった新たな条項 (C)

ここ 30 年ほどの間に、企業間の取引基本契約書に含めることが常識化した重要条項について解説します。社会環境の変化や法制度の整備に伴い、契約書の内容も大きく変化してきました。以下に主要な条項とその例文を紹介します。

1. 反社会的勢力排除条項

1990年代後半から重要性が高まり、現在では必須となっている条項です。

条文例:

第〇条(反社会的勢力の排除)

- 1. 甲及び乙は、自己又はその役員、従業員、親会社、子会社若しくは関連会社等が、暴力団、暴力 団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他こ れらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該 当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) その他役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 甲又は乙が前項の確約に違反した場合、相手方は何らの催告をすることなく、本契約を解除することができる。
- 3. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、相手方に対し一切の請求を行わないものとする。

2. 個人情報保護条項

2003年の個人情報保護法施行後、個人情報の取り扱いに関する条項が不可欠となりました。 条文例:

第〇条(個人情報の保護)

- 1. 甲及び乙は、本契約の履行にあたり知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める「個人情報」をいう。以下同じ)を、法令及び個人情報保護に関するガイドライン等に従い、適切に取り扱い、管理するものとする。
- 2. 甲及び乙は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3. 甲及び乙は、本契約の目的以外の目的で個人情報を利用してはならず、また、第三者に提供してはならない。
- 4. 本契約終了後も、甲及び乙は引き続き個人情報を適切に管理し、本条の義務を負うものとする。

3. 情報セキュリティ・秘密保持条項

デジタル化の進展に伴い、より詳細かつ厳格な情報セキュリティ条項が求められるようになりました。 条文例:

第○条(秘密情報の取扱い)

- 1. 甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の技術上、営業上その他一切の情報(以下「秘密情報」という)を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示後、受領者の責によらず公知となった情報
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有していた情報
 - (4) 受領者が第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方の秘密情報を参照することなく独自に開発した情報
- 2. 甲及び乙は、秘密情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の秘密情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3. 本条の義務は、本契約終了後○年間存続するものとする。

4. 知的財産権条項

知的財産の重要性の高まりにより、権利帰属や利用範囲の明確化が求められるようになりました。 条文例:

第〇条(知的財産権)

- 1. 本契約の履行過程で甲が単独で創出した発明、考案、意匠、著作物その他の成果物(以下「成果物」という)に関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の知的財産権(以下「知的財産権」という)は、甲に帰属するものとする。ただし、乙の秘密情報のみを利用して創出された成果物に関する知的財産権は、乙に帰属するものとする。
- 2. 本契約の履行過程で甲及び乙が共同で創出した成果物に関する知的財産権は、甲及び乙の共有とし、その持分は甲及び乙の貢献度に応じて定めるものとする。
- 3. 甲及び乙は、相手方の知的財産権を侵害してはならない。

5. コンプライアンス条項

法令遵守の重要性から、相互のコンプライアンス体制確保を求める条項が増えています。

条文例:

第○条(コンプライアンス)

- 1. 甲及び乙は、本契約の履行にあたり、関連する全ての法令、規則及びガイドライン等を遵守するものとする。
- 2. 甲及び乙は、贈収賄、独占禁止法違反、不正競争防止法違反その他の法令違反行為を行わないことを相互に表明し、確約する。
- 3. 甲又は乙が前二項に違反した場合、相手方は催告なしに本契約を解除することができる。

6. 環境保全条項

環境問題への意識の高まりから、環境法規制の遵守や環境配慮を求める条項が含まれるようになりました。

条文例:

第〇条 (環境保全)

- 1. 甲及び乙は、本契約の履行にあたり、環境関連法令を遵守し、環境への負荷の低減及び環境の保全に努めるものとする。
- 2. 甲は、乙に納入する製品等について、有害物質を含有しないこと、又は法令で定める基準を満たすことを保証する。
- 3. 甲は、乙の要求があった場合、納入製品等の環境負荷物質の含有状況に関する情報を乙に提供するものとする。

7. 災害・パンデミック対応条項(不可抗力条項の詳細化)

特に 2011 年の東日本大震災以降、不可抗力条項が詳細化し、BCP や代替供給に関する取り決めが増えました。

条文例:

第〇条(不可抗力)

- 1. 地震、台風、洪水、火災、戦争、テロ、伝染病の流行、政府又は地方公共団体による規制その他の 甲及び乙の責に帰することができない事由(以下「不可抗力」という)により、甲又は乙が本契約 上の義務の履行を遅延し、又は履行不能となった場合、遅延又は履行不能となった当事者は、その 責任を負わないものとする。
- 2. 甲又は乙は、不可抗力により本契約上の義務の履行が遅延し、又は履行不能となるおそれがある場合、直ちにその旨を相手方に通知し、履行遅延又は履行不能の範囲及び期間を最小限にとどめるよう最大限努力するものとする。
- 3. 不可抗力により○か月以上本契約の目的達成が困難となった場合、甲及び乙は協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

8. 贈収賄防止条項

国際取引の増加に伴い、外国公務員贈賄防止を含む贈収賄防止条項が重要になってきました。

条文例:

第〇条 (贈収賄防止)

- 1. 甲及び乙は、本契約の履行に関連して、国内外を問わず、公務員又はこれに準ずる者に対して、直接又は間接に、金銭その他の利益を供与し、又はその約束をしてはならない。
- 2. 甲及び乙は、本契約の履行に関連して、相手方又は第三者の役員若しくは従業員に対して、直接又は間接に、金銭その他の利益を供与し、又はその約束をしてはならない。
- 3. 甲又は乙が前二項に違反した場合、相手方は何らの催告なしに本契約を解除することができる。

9. サプライチェーン管理条項

取引先の先の取引先まで含めた責任範囲の明確化が求められるようになりました。

条文例:

第○条(サプライチェーン管理)

- 1. 甲は、自らのサプライヤー及びその先のサプライヤーを含む全てのサプライチェーンにおいて、児童労働、強制労働、差別的取扱いその他の人権侵害行為が行われていないことを確保するため、必要な調査及び是正措置を講じるものとする。
- 2. 甲は、自らのサプライチェーンにおいて、法令違反、環境汚染、反社会的勢力との関係その他の問題が生じることを防止するため、適切な管理体制を構築し、維持するものとする。
- 3. 乙は、前二項に関して、甲に対して調査及び報告を求めることができる。

10. SDGs/ESG 関連条項

近年では持続可能性や社会的責任に関する条項も増えています。

条文例:

第○条(持続可能性への取組み)

- 1. 甲及び乙は、持続可能な開発目標(SDGs)達成への貢献及び環境・社会・ガバナンス(ESG)への配慮を重視し、本契約の履行においても、これらの観点に留意した事業活動を行うよう努めるものとする。
- 2. 甲及び乙は、持続可能性に関する取組みについて、相互に情報交換を行い、協力して改善に努めるものとする。
- 3. 甲又は乙は、相手方の SDGs 及び ESG への取組みが不十分であると判断した場合、相手方に対して改善を求めることができる。

以上の条項は、現代のビジネス環境において必須と考えられるようになった内容です。ただし、業種や取引内容によって重要度は異なりますので、自社の状況に応じた適切な条項の選択と文言の調整が必要です。